健康保険証と
マイナンバーカードが一体化されます

令和6年12月2日から紙の保険証の発行が終了し、**マイナ保険証**（保険証利用登録されたマイナンバーカード（以下、**マイナ保険証**））を基本とする仕組みに移行します。医療機関等での受付の際に、**マイナ保険証**をカードリーダーにかざすことで、最新の公的医療保険の資格状況を確認でき、受診が可能になります。

保険証廃止に伴い、どちらかを交付します！

資格確認書
マイナ保険証をお持ちでない方に交付します。
医療機関に提示することで、
今までどおり保険診療を受けられます。

資格情報のお知らせ
マイナ保険証をお持ちの方に交付します。
ご自身の被保険者資格等を簡易に把握でき、マイナ保険証の読み取りができない医療機関等において、マイナ保険証とともに提示することで受診することが可能となります。

スケジュール

令和6年10月
健康保険証の廃止
（再発行含む、新たな健康保険証は発行されません。）

令和6年12月2日

令和7年7月31日

令和6年12月2日までに
国民健康保険または
後期高齢者医療制度に
加入手続きをされた方

お手元にある紙の保険証は記載されている有効期限までお使いいただけます。（最長令和7年7月31日）

年次更新
「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれかを送付します。

令和6年12月2日以降に
国民健康保険または
後期高齢者医療制度に
加入手続きをされた方

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」のいずれかを発行します。

＼詳細は別途お知らせします！／

マイナンバーカード新規発行の出張受付開始予定！

⚠**マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、利用申し込みが必要です。**

マイナンバーカードと暗証番号（数字4桁）をご用意の上、以下でお手続きください。

- マイナポータル（スマートフォンやPC）
- セブン銀行ATM
- 医療機関窓口
- 役場住民課窓口

健康保険証として利用するメリット

より良い医療を受けられる！
医師等からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

窓口で限度額以上の支払いが不要に！
ご自身で高額な医療費を一時的に自己負担したり、役場で限度額適用認定証の書類申請手続きをする必要がなくなります。

確定申告の医療費控除がカンタンに！
マイナポータルから記録が参照できるため、領収証を保管する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続きができます。

就職・転職・引越後も健康保険証として使える！
新しい健康保険証の発行を待たずに、医療機関・薬局で利用できます。

よくあるお問い合わせ

Q マイナ保険証は必ず取得しなければなりませんか？

A マイナンバーカードの取得や、保険証の利用登録は、個人の任意判断であり強制ではありません。

Q 病院でマイナ保険証を使ったら、資格の確認ができないと言われた

A 下記のような原因が考えられます。
なお、資格確認ができない場合は、
（1）「健康保険証（有効期限内）」または
（2）「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を病院窓口で提示してください。

- 資格変更の手続きをしてから、病院で資格を確認できるようなるまで最短でも数日かかるため。
- 以前加入していた健康保険の喪失手続きが完了していないため。
- マイナンバーカードや電子証明書の有効期限が切れている等で使用できないため。
- カードリーダー等、機器の故障のため。

Q マイナンバーを他人に見られても大丈夫ですか？

A マイナンバーを他人に見られたとしても、マイナンバーだけでは手続きができないため、情報を引き出したり、直ちに悪用したりすることはできません。

Q 転出入や社会保険から離脱した時は、何か手続きが必要ですか？

A 転出入や社会保険から離脱した等、保険者が変更となる場合は、それぞれの保険者で離脱・加入の手続きがこれまでどおり必要となります。手続きの後、資格情報は自動的に更新されますので、マイナ保険証はそのままご利用いただけます。

Q マイナ保険証の利用登録が済んでいるかを確認するには？

A マイナポータルの「ホーム」→「証明書」→「健康保険証」から確認できます。

Q 保険者での手続きの後、マイナ保険証の情報はすぐに更新されますか？

A 保険者での加入手続き後、資格情報の反映まで最短でも数日かかります。加入手続きの際、資格情報を記載した「資格情報のお知らせ」を交付しますので、マイナ保険証と一緒に医療機関等へ提示することで受診することができます。なお、資格情報のお知らせだけでは医療機関等での受診はできません。

また、旧保険者での資格喪失の処理が完了していない場合、現保険者の情報が更新されないことがあります。

Q マイナンバーカードの中に保険証の情報が入っているのですか？

A マイナンバーカードの中には資格情報等は保存されてません。マイナ保険証を医療機関等にあるカードリーダーに読み込ませることで、オンライン資格確認により有効な資格情報を確認します。

Q マイナンバーカードを紛失しました。再交付されるまでどうすればいいですか？

A マイナンバーカードが再交付されるまでの間、資格確認書の交付申請を保険者に行ってください。資格確認書を交付しますので、そちらを使用して受診してください。

Q オンライン資格確認で有効な資格情報が確認できない場合、医療機関等で受診することはできませんか？

A 「資格情報のお知らせ」または「マイナポータル資格情報画面」とマイナ保険証の両方を医療機関に提示することで受診することができます。

お問い合わせ先
愛荘町役場　住民課　電話：0749-42-7692